



# 9月定例会 ここに注目!

令和元年9月定例会(9月2日~9月13日)

## 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について 特別職非常勤職員の任用要件変更 変わらぬ協力を得られるよう十分な説明を!

### 主な変更点

特別職非常勤職員の任用要件が厳格化され、従来から任用されていた職種についても身分の見直しが行われた。これにより、令和2年4月1日から、これまで特別職非常勤職員の身分であったものが、会計年度任用職員として任用されるもの(公民館長、集落支援員など)または私人として委嘱されるもの(嘱託員など)に身分が移行する場合がある。

### 委員会での審査

- Q 嘱託員の身分が変更されるとのことであるが、どのような影響があるのか。また、これまで民生委員や交通指導員などの推薦については、嘱託員の方に協力いただいていたが、今後も変わらず協力を得られるのか。
- A 業務内容等について特段の変更はない。今回の改正により、身分の移行に伴い、例えば、万一の場合の災害補償が、これまで適用されていた長崎県総合事務組合の公務災害補償から自治会保険での対応になる等の変更がある。嘱託員の皆さんには、今後も変わらぬご協力をいただけるよう、委嘱状交付式の折など、随時、十分な説明を行う。

## 平戸市森林環境譲与税基金条例の制定について さらなる林業振興の発展を!

### 平戸市森林環境譲与税基金条例が必要な理由と概要

「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」の施行により、令和元年度から森林環境譲与税が国から市に譲与される。同法で定められた用途事業(①森林の整備に要する施策、②森林の整備を担うべき人材の育成および確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用の促進その他の森林の整備促進に関する施策)を確実に履行し、その実績を市民をはじめ広く公表する取り組みが必要であるため、新たに基金条例を制定する。譲与額については、国全体額のうち、①私有林人工林面積比(5/10)、②林業就業者数比(2/10)、③人口比(3/10)により市町村等に配分される。

### 委員会での審査

- Q 本基金を活用する林業振興施策はどのようなものを計画しているのか。
- A まずは、市内を15カ所程度に区分し、年次的に森林所有者に対して森林管理の意向調査のためのアンケートを実施する。森林管理や林業振興に活用するのであれば、市の裁量で事業実施が可能であるので、アンケート結果や他市町の動向を基に、平戸市の地域性に合った具体的な林業振興に係る事業の実施に取り組みたい。
- Q 本事業に取り組むことで得られる本市のメリットは?
- A アンケートにより森林所有者の意向を把握し、本市が取り組みを検討している木質バイオマスエネルギー事業に関連するチップ生産の基礎データとする。さらに、今後の事業展開によっては林業従事者の雇用増につながることも期待できる。今後とも林業振興の発展に努めたい。

## 平戸市敬老祝金支給条例の一部改正について

# 効果的な高齢者施策の実施を求める!

### 今回の改正に至るまでの経緯

本市に居住する高齢者に対し、長寿を祝福し、敬老の意を表することを目的として支給している敬老祝金だが、平成31年3月定例会において、平均寿命の延伸や介護給付費等の増加、元気高齢者割合の引き上げ施策の転換などの理由により、満77歳(9月1日現在)の人に対する敬老祝金8,000円の支給を廃止するという改正案が提案された。

議会では、条例改正の理由が明確でなく拙速感が否めず、祝金を減額してでも支給し、高齢者に対しお祝いと感謝の姿勢を見せるべきだなどの理由により全会一致で否決した。

今回、改めて上記提案理由の重要性等について市より説明があり、併せて3月定例会での指摘も考慮した上で、これまでの支給対象者の満77歳および満88歳を満80歳に一本化し、今後の高齢者の介護予防や健康寿命の延伸に寄与する施策を充実していきたいとの説明があった。

[改正前]		[改正後]		[令和2年度~4年度までの経過措置]		
支給対象者 (9月1日現在)	敬老祝金	支給対象者 (9月1日現在)	敬老祝金	支給年度	支給対象者 (下記の間生まれた人)	支給金額
満77歳の人	8,000円	満80歳の人	10,000円	令和2年度	昭和 6.9.2~昭和 7.9.1	8,000円
満88歳の人	10,000円				昭和 7.9.2~昭和 8.9.1	6,000円
					昭和 8.9.2~昭和 9.9.1	4,000円
					昭和 9.9.2~昭和15.9.1	2,000円
				令和3年度	昭和15.9.2~昭和16.9.1	2,000円
				令和4年度	昭和16.9.2~昭和17.9.1	2,000円

### 委員会の意見

- 意見 今回の敬老祝金の見直しにより生じる財源の活用法等については、より効果的な高齢者施策を十分検討し、実施していくように!
- A 今年度、地域包括ケアシステム構築のための庁内推進会議を設置した。関係部署と緊密な連携・情報共有を図り、諸課題に対し、組織横断的な検討を行っており、来年度の予算化に向けて協議していく。

## 意見書可決

### 新たな過疎対策法の制定に関する意見書(要約)

過疎地域が果たしている多面的・公共的機能を維持していくため、過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を充実・強化し、そこに暮らす人々の生活を支えていく政策を確立・推進すること、総合的な過疎対策を充実強化させることが重要であるため、新たな過疎対策法の制定を強く要望する。

令和元年9月13日 長崎県平戸市議会

(提出先) 内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣